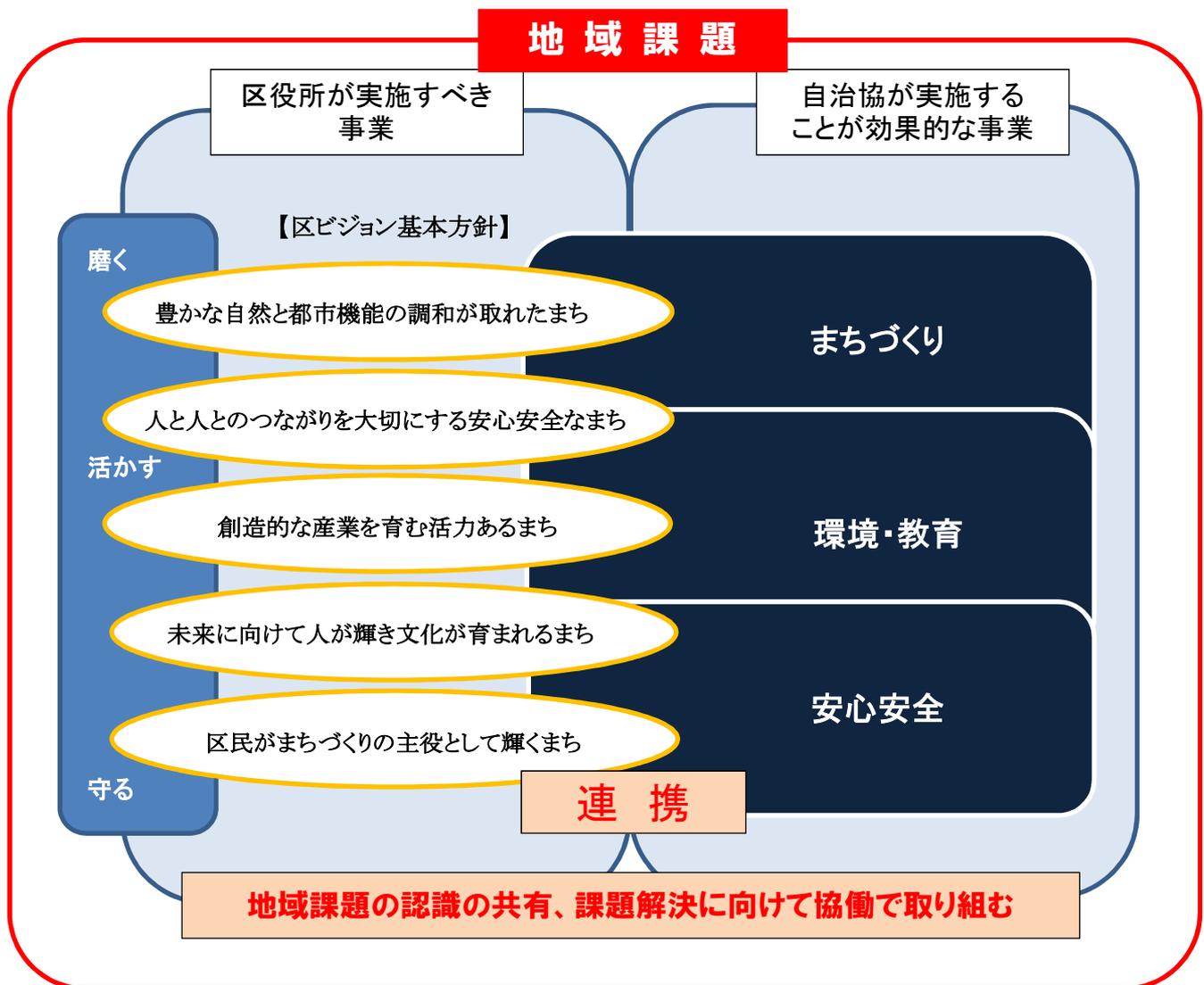


江南区自治協議会のあり方について

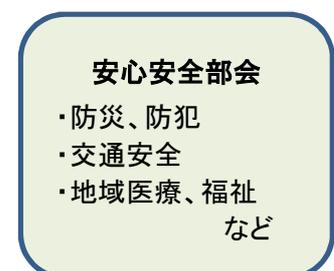
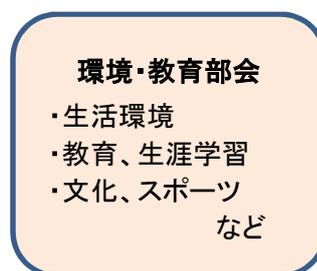
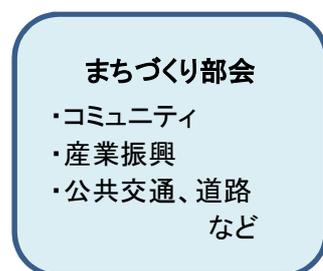
第7期委員改選の際に自治協の役割の確認や委員の再任回数の方針などについて、江南区の方針を定めた。

(1) 自治協の役割について

- 地域課題に対して、区役所が実施する事業と、自治協の各部会で実施している提案事業の連携を図る



<上記を踏まえた部会のあり方について>



2. 委員任期等について

【江南区自治協議会における再任回数の考え方】

- 地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や、多様な区民意見の反映の観点から、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、再任回数は原則 2 回、通算で 6 年間の任期を上限とする。
- ただし、他の者に替えがたい事由（専門知識等を有している、選出団体の構成員の都合など）がある場合は、6 年を超えた取り扱いも可能とする。
- 各団体に委員選出を依頼する際は、上記の取り扱いを明記する。

(参考)

○ 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

<p>第 5 条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。(略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が 6 年を超えないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第 4 号から第 6 号までの規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者</p>
